

諫早市中小企業融資制度一覧表

(令和8年4月1日現在)

資金名	融資対象者	資金の用途 融資限度額	融資利率	償還期間 (うち措置期間)		保証料	取扱金融 機関
中小企業 振興資金	中小企業者で次の各号のいずれにも該当するもの ①継続して1年以上市内に住所を有していること ②市内において1年以上継続して事業を営んでいること ③長崎県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること ④市税等に滞納がないこと	運転及び設備 2,500万円	1.6%	10年以内 (1年以内)		長崎県信用保証協会 の取扱による ※最大0.55%を 市が補給	指定金融 機関5行
中小企業 創業支援資金	創業者で次の各号のいずれにも該当するもの ①市内に住所を有していること ②市税等に滞納がないこと ③長崎県信用保証協会の保証対象業種であること ※「創業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう ア)事業を営んでいない個人であって、1月以内に本市において新たに事業を 開始する具体的な計画を有するもの イ)事業を営んでいない個人であって、2月以内に本市において新たに会社を 設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画 を有するもの ウ)中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して 実施しつつ、本市において新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、 当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの エ)本市において事業を開始した日以後の期間が5年未満である個人 オ)本市において設立された日以後の期間が5年未満である会社 (中小企業者に限る)	運転及び設備 2,000万円	1.5%	運転7年 以内 (1年以内)	設備10年 以内 (1年以内)	市が全額補給	

※「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者をいう
 指定金融機関5行は、十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫

あっせん申込に必要な書類

	必要書類	備考
①	各資金融資あっせん書申込書	
②	【個人事業主】代表者の住民票(世帯主記載・本籍省略)	市民窓口課発行
	【法人】登記事項証明書	法務局発行
③	【個人事業主】直近の所得税の確定申告書	
	【法人】直近の決算報告書	
④	市税の完納証明書(市税に滞納がないことを証明するもの)	市債権管理課発行
⑤	【個人事業主】国民健康保険料の完納証明書 (国民健康保険料に滞納がないことを証明するもの)	市保険年金課発行
	国民健康保険以外の方は、保険証の写し	
⑥	見積書(設備資金の場合)	

※ ②～⑥は写し可

※ 別途 1か月以内に本市において新たに創業を行う方は、「中小企業創業支援資金」あっせん申込書のご提出の際には、創業・再挑戦計画書が必要です。

※ ④について「中小企業創業支援資金」では、個人事業主は申請する年の1月1日に住所を有していない場合、法人は会社設立後最初の決算月から2カ月経過していない場合は不要です

詳しくは、お尋ねください